

1. 協議事項

国民健康保険税の外国人等の前納制度導入について

2. 概要

近年、日本に来日される外国人の急増に伴い以下の状況となっている。

- ・国民健康保険への加入が増加
- ・外国人の収納率は全国的に低い傾向にあり、令和 8 年 4 月から前納制度の実施が可能
※前納制度の実施は保険者(自治体)の任意

3. 前納制度の内容

国保加入の翌月に納税通知とともに前納納付書を送付

※対象者は 1 月 1 日時点で日本国内に住民登録のなかった人(国籍は問わない)

4. 方針(案)

外国人等の前納制度は導入しないこととする

(理由)

- ・本市における外国人の滞納は少ない(36 世帯 751,840 円)
- ・帰国や転出による還付事務が発生(新規加入者 319 世帯のうち 155 世帯が転出)
- ・出国した人に還付できなくなる(還付未済となり続ける)
- ・保険者努力支援制度の指標なし(インセンティブなし)

5. 参考

- ①令和 6 年度 川西市で国民健康保険に新規加入した外国人
319 世帯 国保賦課額 5,836,800 円(全体の 0.2%)
うち滞納世帯は 36 世帯 751,840 円
年度内の転出は 155 世帯

②阪神各市の状況

- ・導入予定無し:西宮市、芦屋市、伊丹市、三田市、猪名川町
- ・未定:宝塚市
- ・検討中:尼崎市(R9 以降)